

検討委員会運営規則

第1条（総則）

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道（以下、「ホクネット」という。）の定款第5条第1号に定める事業を推進するために、検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、関係法令及び差止請求関係業務規程第5条第5項の定めるところによりこの運営規則を定める。

第2条（目的）

委員会の活動は、事業者が使用する不当な約款・条項、事業者の不当な勧誘行為等を差し止めるために必要な対応措置を審議し、理事会が、事業者に対して申入書を発することその他の差止請求を行うことに関して、その可否を審議・決定するための意見を具申することを目的とする。

第3条（構成）

1. 委員会は、消費者紛争の解決に資する知識・経験を有し、団体正会員の構成員の中から当該委員に推薦された者又は個人正会員の中から、理事会の議を経て理事長が委員に任命した者で構成する。
2. 委員会は、消費者契約法第13条第3項第5号イ及びロに掲げる者をいずれも含むものとし、その定数は30名以内とする。

第4条（任期）

委員会の委員の任期は2年とする。但し、増員・補充により選任された委員の場合、その他の委員の任期と同じとする。

2. 委員は再任することができる。

第5条（委員長）

1. 委員会に委員長を置く。また、副委員長を置くことができる。
2. 委員長及び副委員長は、委員の内から理事会の議を経て理事長が任命する。

第6条（委員会の招集）

1. 委員会は、委員長が招集する。
2. 電子メールによる会議を行う場合は、委員長が以下の事項を明記した電子メールを検討委員全員が参加するメーリングリスト（以下、「検討委員会メーリングリスト」という。）に送信することにより、招集を行う。
 - (1) 電子メールによって検討委員会を開催する旨
 - (2) 委員会の意見交換期間及び議決期間
 - (3) 委員会の協議事項
3. 前項の規定は、書面による意見聴取を行う場合に準用する。
4. 前2項に定めるほか、委員会に報告すべき事項及び検討委員相互の意見交換は、検討委員会メーリングリスト等を用いていつでも行うことができる。
- 2.

第7条（定足数）

1. 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。
2. 委員会への出席には、あらかじめ申し出て委員長の承諾を得た場合に限り、電話等の電気通信による方法を用い、委員会の開催場所に出席した委員全員と承諾を受けた委員全員が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって参加する場合を含む。
3. 委任状が提出されたときは、出席委員数に数える。
4. 電子メールによる意見聴取を行う場合は、検討委員会メーリングリストに、第6条第2項に定める招集メールを送信することにより、会議に出席したものと見なす。但し、協議事項について特別利害関係人に当たると判断した委員については、当該委員又は委員長がその旨を検討委員会メーリングリストに送信することにより、出席委員数から除外する。
5. 前項の規定は、書面による意見聴取を行う場合に準用する。

第8条（表決）

1. 本規則第2条に定める理事会への意見は、出席した委員の過半数をもって決する。
2. 電子メールによる意見聴取を行う場合は、招集メールにおいて定めた議決期間中に、協議事項

ごとに賛成又は反対の意思を明示した電子メールを検討委員会メーリングリストに送信して議決を行う。議決は、賛成の電子メールが出席委員の過半数に達したとき、又は反対の電子メールが議決期間内に出席委員の半数に達しなかったときに、成立する。

3. 前項の規定は、書面による意見聴取を行う場合に準用する。

第9条（利益相反への対処）

1. 役員を兼務する委員については定款第32条第4項を、その他の委員については定款第26条第2項を準用する。
2. 前項に該当する委員が委員総数の3分の1を超える場合には、その欠員補充を理事会にて行う。但し、補充された委員は当該事案の審議のみに参加することができる。

第10条（解任）

委員会の委員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会において出席理事の過半数の議決により、その者を解任することができる。但し、その当該委員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 関係法令又はホクネットの定款、差止請求関係業務規程若しくは本規則に違反したとき
- (2) ホクネットの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第11条（規則の改廃）

この規則の改廃は理事会が行う。

附則

第1条（施行期日）

この規則は適格消費者団体認定の日から施行する。2008年5月17日に施行した検討委員会運営規則は同日をもって廃止する。

附則

1. 平成22年度第7回理事会（平成23年3月1日）にて、検討委員会運営規則の一部変更を議決し、平成23年4月1日より施行する。

附則（平成30年9月14日）

1. この規則は平成30年9月15日から施行する。

附則（令和2年6月24日）

1. この規則は令和2年6月25日から施行する。